

東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について

平成二十三年五月二十七日(金)閣僚懇談会  
官 房 長 官 発 言 要 旨

東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について、一言申し上げます。

被災地においては、大型連休期間中に約八万人、発災後延べ約三十万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれます。

政府としては、ボランティアの受入れ体制の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めてまいります。

各閣僚の皆様におかれては、ボランティア活動への積極的な参加について、職員に呼びかけるとともに、関係団体、業界等にも働きかけていただくよう、よろしくお願い申し上げます。なお、国家公務員については、東日本大震災に係るボランティア休暇の上限日数を五日から七日に引き上げる等の特例措置を講じています。

また、国民の皆様におかれては、ボランティア活動への参加を始めとして、それぞれのお立場で被災された方々に心を寄せ、被災地の復旧・復興に向けた取組に御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。